

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○産業競争力強化法施行令(平成二十六年政令第十三号)(第一条関係)	1
○中小企業等経営強化法施行令(平成十一年政令第二百一号)(第二条関係)	19
○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律施行令(平成十九年政令第四百七十八号)(第三条関係)	32
○中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行令(平成二十年政令第二百四十五号)(第四条関係)	34
○下請中小企業振興法施行令(昭和四十六年政令第二十四号)(第五条関係)	35
○独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成十六年政令第八十二号)(第六条関係)	37
○農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令(平成九年政令第八号)(第七条関係)	39
○経済産業省組織令(平成十二年政令第二百五十四号)(第八条関係)	40
○国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)(第九条関係)	42
○中小企業政策審議会令(平成十二年政令第二百九十五号)(第十条関係)	43

改正案	現行
<p>（事業再生から除外する手続）</p> <p>第一条 産業競争力強化法（第六条第十五号、第十条第十四号及び第十九条第十三号を除き、以下「法」という。）<u>第二条第十九項</u>の政令で定める法律は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）とする。</p> <p>（中小企業者の範囲）</p> <p>第二条 法<u>第二条第二十二項第五号</u>の政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数は、次の表のとおりとする。</p> <p>（略）</p> <p>2 法<u>第二条第二十二項第八号</u>の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が法<u>第二条第二十二項第一号</u>から第七号までに規定する中小企業者であるもの</p> <p>（特定信用状の発行に係る金融機関）</p> <p>第三条 法<u>第二条第三十二項</u>の政令で定める金融機関は、次のとおりとする。</p> <p>一〜五 （略）</p>	<p>（事業再生から除外する手続）</p> <p>第一条 産業競争力強化法（第十二条第十三号を除き、以下「法」という。）<u>第二条第十五項</u>の政令で定める法律は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）とする。</p> <p>（中小企業者の範囲）</p> <p>第二条 法<u>第二条第十八項第五号</u>の政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数は、次の表のとおりとする。</p> <p>（略）</p> <p>2 法<u>第二条第十八項第八号</u>の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が法<u>第二条第十八項第一号</u>から第七号までに規定する中小企業者であるもの</p> <p>（特定信用状の発行に係る金融機関）</p> <p>第三条 法<u>第二条第二十八項</u>の政令で定める金融機関は、次のとおりとする。</p> <p>一〜五 （略）</p>

六 信用協同組合及び信用協同組合連合会（中小企業等協同組
合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第
一号の事業を行う協同組合連合会をいう。）
七、十（略）

第四条（略）

（革新的技術研究成果活用事業活動支援業務に係る指定金融機
関等）

第五条 法第二十一条の六第一項第一号の政令で定める者は、次
のとおりとする。

- 一 銀行
- 二 長期信用銀行
- 三 株式会社商工組合中央金庫
- 四 株式会社日本政策投資銀行
- 五 信用金庫及び信用金庫連合会
- 六 労働金庫及び労働金庫連合会
- 七 信用協同組合及び協同組合連合会
- 八 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- 九 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合
及び水産加工業協同組合連合会
- 十 農林中央金庫
- 十一 保険会社
- 十二 信託会社であつて、資金の貸付け又は社債の引受けを業
として行うもの
- 十三 前各号に掲げる者の子会社（前各号に掲げる者がその経

六 信用協同組合及び信用協同組合連合会

七、十（略）

第四条（略）

（新設）

営を支配している法人として経済産業省令で定めるものをいう。)であつて、資金の貸付け又は社債の引受けを業として行うもの

十四 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号) 第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合であつて、資金の貸付け又は社債の引受けを業として行うもの

(革新的技術研究成果活用事業活動支援業務に係る指定金融機関等の指定の基準となる法律)

第六条 法第二十一条の六第四項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百二十二号)
- 二 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)
- 三 中小企業等協同組合法
- 四 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)
- 五 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)
- 六 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)
- 七 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)
- 八 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)
- 九 保険業法(平成七年法律第百五号)
- 十 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)
- 十一 信託業法(平成十六年法律第百五十四号)
- 十二 株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)
- 十三 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)

(新設)

号)

十四 株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）

十五 産業競争力強化法

（認定事業適応関連措置）

第七条 法第二十一条の十七第一項第一号の政令で定める措置は、次に掲げる措置（研究開発、情報技術を活用するために必要な投資又は生産工程効率化等設備（法第二条第十三項に規定する生産工程効率化等設備をいう。）若しくは需要開拓商品生産設備（法第二条第十四項に規定する需要開拓商品生産設備をいう。）の導入に該当するものを除く。）であつて、その実施に長期資金（資金需要の期間が五年以上の資金をいう。第十六条において同じ。）の借入れを必要とするものとする。

一 予見し難い経済社会情勢の変化に対応するために必要な投資

二 エネルギーの利用による環境への負荷の低減を行うために必要な投資

（事業適応促進円滑化業務に係る株式会社日本政策金融公庫法施行令の適用）

第八条 事業適応促進円滑化業務（法第二十一条の十七第一項に規定する事業適応促進円滑化業務をいう。）が行われる場合には、株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号）第三十条第一項中「法第五十九条第一項」とあるのは「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十

（新設）

（新設）

一条の十七第二項の規定により読み替えて適用する法第五十九条第一項」と、同令第三十一条第一項各号及び第二項中「法第五十九条第一項」とあるのは「産業競争力強化法第二十一条の十七第二項の規定により読み替えて適用する法第五十九条第一項」とする。

(事業適応促進業務に係る指定金融機関)

第九条 法第二十一条の十九第一項第一号の政令で定める金融機関は、次のとおりとする。

- 一 銀行
- 二 長期信用銀行
- 三 株式会社商工組合中央金庫
- 四 株式会社日本政策投資銀行
- 五 信用金庫及び信用金庫連合会
- 六 労働金庫及び労働金庫連合会
- 七 信用協同組合及び協同組合連合会 (中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。第十一号第一号、第十八条第七号及び第二十条第一号において同じ。)
- 八 農業協同組合 (農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。第十一条第三号、第十八条第八号及び第二十条第三号において同じ。) 及び農業協同組合連合会 (同項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。第十一条第三号、第十八条第八号及び第二十条第三号において同じ。)
- 九 漁業協同組合 (水産業協同組合法第十一条第一項第三号及

(新設)

び第四号の事業を併せ行うものに限る。第十一条第三号、第十八条第九号及び第二十条第三号において同じ。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。第十一条第三号、第十八条第九号及び第二十条第三号において同じ。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。第十一条第三号、第十八条第九号及び第二十条第三号において同じ。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。第十一条第三号、第十八条第九号及び第二十条第三号において同じ。）

十 農林中央金庫

十一 生命保険会社（保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社等をいう。第十一条第一号において同じ。）

（事業適応促進業務に係る指定金融機関の指定の基準となる法律）

第十条 法第二十一条の十九第四項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 農業協同組合法
- 二 水産業協同組合法
- 三 中小企業等協同組合法
- 四 協同組合による金融事業に関する法律
- 五 信用金庫法
- 六 長期信用銀行法

（新設）

- 七 労働金庫法
- 八 銀行法
- 九 保険業法
- 十 農林中央金庫法
- 十一 株式会社日本政策金融公庫法
- 十二 株式会社商工組合中央金庫法
- 十三 株式会社日本政策投資銀行法
- 十四 産業競争力強化法

（事業適応促進業務に係る指定金融機関の指定等に関する内閣総理大臣等への通知）

第十一条 主務大臣は、法第二十一条の十九第一項の規定による指定、法第二十一条の二十四の規定による命令若しくは法第二十一条の二十六第一項若しくは第二項の規定による指定の取消し（以下この条において「処分」と総称する。）をしたとき、又は法第二十一条の二十五第一項の規定による届出を受理したときは、速やかに、その旨を、当該処分を受け、又は当該届出を行った指定金融機関（法第二十一条の十九第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。）が次の各号に掲げるものである場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

- 一 銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、協同組合連合会及び生命保険会社 内閣総理大臣
- 二 労働金庫及び労働金庫連合会 内閣総理大臣及び厚生労働大臣

（新設）

- 三 農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び農林中央金庫 農林水産大臣及び内閣総理大臣
- 四 株式会社商工組合中央金庫 経済産業大臣、財務大臣及び内閣総理大臣
- 五 株式会社日本政策投資銀行 財務大臣（株式会社日本政策投資銀行が株式会社日本政策投資銀行法第九条第一項の承認を受けた場合にあつては、財務大臣及び内閣総理大臣）

（公正取引委員会との協議）

第十二条 法第二十五条第一項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 当該事業再編関連措置（法第二十五条第一項に規定する事業再編関連措置をいう。以下この条において同じ。）が、事業者が当該事業再編関連措置を行うに際して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十条第二項（同条第五項の規定により適用される場合を含む。）、第十五条第二項、第十五条の二第二項若しくは第三項、第十五条の三第二項又は第十六条第二項の規定により届け出なければならないものである場合

二 （略）

（認定事業再編事業者が行う株式等売渡請求について会社法の規定を適用する場合の技術的読替え）

第十三条 法第二十八条第五項の規定により会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定を適用する場合における同項の規定に

（公正取引委員会との協議）

第五条 法第二十七条第一項の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 当該事業再編関連措置（法第二十七条第一項に規定する事業再編関連措置をいう。以下この条において同じ。）が、事業者が当該事業再編関連措置を行うに際して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十条第二項（同条第五項の規定により適用される場合を含む。）、第十五条第二項、第十五条の二第二項若しくは第三項、第十五条の三第二項又は第十六条第二項の規定により届け出なければならないものである場合

二 （略）

（認定事業者が行う株式等売渡請求について会社法の規定を適用する場合の技術的読替え）

第六条 法第三十条第五項の規定により会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定を適用する場合における同項の規定による

よる同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。
(略)

(認定事業者再編事業者)である株式会社が行う株式の発行又は自己株式の処分について会社法の規定を適用する場合の技術的読替え)

第十四条 法第三十条第一項の規定により会社法の規定を適用する場合における同項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第二百一条第三項	同条第一項第四号	同法第三十条第一項の規定により読み替えて適用する第九十九条第一項第四号
第二百八条第二項	第九十九条第一項第四号	産業競争力強化法第三十条第一項の規定により読み替えて適用する第九十九条第一項第四号

同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。
(略)

(認定事業者)である株式会社が行う株式の発行又は自己株式の処分について会社法の規定を適用する場合の技術的読替え)

第七条 法第三十二条第一項の規定により会社法の規定を適用する場合における同項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第二百一条第三項	同条第一項第四号	同法第三十二条第一項の規定により読み替えて適用する第九十九条第一項第四号
第二百八条第二項	第九十九条第一項第四号	産業競争力強化法第三十二条第一項の規定により読み替えて適用する第九十九条第一項第四号

（認定事業再編事業者である株式会社が行う株式の発行又は自己株式の処分について会社法の規定を準用する場合の技術的読替え）

第十五条 法第三十条第三項の規定により会社法の規定を準用する場合における同項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百九条第二項第十二号	第五編	第五編（第七百九十六条第三項の規定を産業競争力強化法第三十条第三項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）
第七百九十七条第一項	第七百九十五条第二項各号に掲げる場合及び第七百九十六条第一項ただし書	産業競争力強化法第三十条第三項の規定により読み替えて準用する第七百九十六条第二項ただし書

（認定事業者である株式会社が行う株式の発行又は自己株式の処分について会社法の規定を準用する場合の技術的読替え）

第八条 法第三十二条第三項の規定により会社法の規定を準用する場合における同項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百九条第二項第十二号	第五編	第五編（第七百九十六条第三項の規定を産業競争力強化法第三十二条第三項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）
第七百九十七条第一項	第七百九十五条第二項各号に掲げる場合及び第七百九十六条第一項ただし書	産業競争力強化法第三十二条第三項の規定により読み替えて準用する第七百九十六条第二項ただし書

(認定事業再編関連措置)

第十六条 法第三十五条第一項の政令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 法第二条第十七項第一号ハ、ホ、ヘ(事業又は資産の譲受けに係る部分に限る。)、チ、ヌ、ヲ又はワに掲げる措置であつて、その実施に長期資金の借入れを必要とするもの
- 二 生産性向上設備等(法第二条第十八項に規定する生産性向上設備等をいう。)(の導入と併せて行う事業再編(同条第十七項に規定する事業再編をいう。第三十四条第一項第二号において同じ。))のための措置であつて、その実施に長期資金の借入れを必要とするもの(前号に掲げるものを除く。)

(削る)

(事業再編促進円滑化業務に係る株式会社日本政策金融公庫法施行令の適用)

第十七条 事業再編促進円滑化業務(法第三十五条第一項に規定

(新設)

(認定事業再編関連措置等)

第九条 法第三十七条第一項第一号の政令で定める措置は、生産性向上設備等(法第二条第十四項に規定する生産性向上設備等をいう。)(の導入と併せて行う事業再編(法第二条第十二項に規定する事業再編をいう。第三十一条第一項第二号において同じ。))のための措置であつて、その実施に長期資金(資金需要の期間が五年以上の資金をいう。次項において同じ。)(の借入れを必要とするものとする。

2 法第三十七条第一項第二号の政令で定める措置は、その実施に長期資金の借入れを必要とするものとする。

(株式会社日本政策金融公庫法施行令の適用)

第十条 事業再編促進円滑化業務(法第三十七条第一項に規定す

する事業再編促進円滑化業務をいう。)が行われる場合には、株式会社日本政策金融公庫法施行令第三十条第一項中「法第五十九条第一項」とあるのは「産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第三十五条第二項の規定により読み替えて適用する法第五十九条第一項」と、同令第三十一条第一項各号及び第二項中「法第五十九条第一項」とあるのは「産業競争力強化法第三十五条第二項の規定により読み替えて適用する法第五十九条第一項」とする。

(事業再編促進業務に係る指定金融機関)

第十八条 法第三十七条第一項第一号の政令で定める金融機関は、次のとおりとする。

一 一六 (略)

七 信用協同組合及び協同組合連合会

八 農業協同組合及び農業協同組合連合会

九 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

る事業再編促進円滑化業務をいう。)が行われる場合には、株式会社日本政策金融公庫法施行令(平成二十年政令第四百三十三号)第三十条第一項並びに第三十一条第一項各号及び第二項中「法第五十九条第一項」とあるのは、「産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第三十七条第二項の規定により読み替えて適用する法第五十九条第一項」とする。

(指定金融機関)

第十一条 法第三十九条第一項第一号の政令で定める金融機関は、次のとおりとする。

一 一六 (略)

七 信用協同組合及び協同組合連合会(中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。第十三条第一号において同じ。)

八 農業協同組合(農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。第十三条第三号において同じ。)及び農業協同組合連合会(同項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。同条第三号において同じ。)

九 漁業協同組合(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。第十三条第三号において同じ。)、漁業協同組合連合会(同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事

十 (略)

(事業再編促進業務に係る指定金融機関の指定の基準となる法律)

第十九条 法第三十七条第四項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一〜三 (略)

四 協同組合による金融事業に関する法律

五 信用金庫法

六 長期信用銀行法

七 労働金庫法

八 銀行法

九 農林中央金庫法

十 株式会社日本政策金融公庫法

十一 株式会社商工組合中央金庫法

十二 株式会社日本政策投資銀行法

業を併せ行うものに限る。第十三条第三号において同じ。)
、水産加工業協同組合(同法第九十三条第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。第十三条第三号において同じ。) 及び水産加工業協同組合連合会(同法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。第十三条第三号において同じ。)

十 (略)

(指定金融機関の指定の基準となる法律)

第十二条 法第三十九条第四項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一〜三 (略)

四 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)

五 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)

六 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)

七 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)

八 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)

九 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)

十 株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)

十一 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)

十二 株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)

十三 (略)

(事業再編促進業務に係る指定金融機関の指定等に関する内閣総理大臣等への通知)

第二十条 主務大臣は、法第三十七条第一項の規定による指定、法第三十九条第一項の認可、同条第二項若しくは法第四十二条の規定による命令若しくは法第四十四条第一項若しくは第二項の規定による指定の取消し(以下この条において「処分」と総称する。)をしたとき、又は法第四十三条第一項の規定による届出を受理したときは、速やかに、その旨を、当該処分を受け、又は当該届出を行った指定金融機関(法第三十七条第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。)が次の各号に掲げるものである場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一〇五 (略)

(事業再生円滑化関連保証に係る保険料率)

第二十一条 法第五十二条第三項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間(中小企業信用保険法施行令(昭和二十五年政令第三百五十号)第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。次条及び第二十九条において同じ。)一年につき、普通保険(中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険をいう。次条において同じ。)及び無担保保険(同法第三条の二第一項に規定する無担保保険をいう。次条及び第二十八条において同じ。)にあつては一・

十三 (略)

(内閣総理大臣等への通知)

第十三条 主務大臣は、法第三十九条第一項の規定による指定(以下この条において単に「指定」という。)、法第四十一条第一項の認可、同条第二項若しくは法第四十四条の規定による命令若しくは法第四十六条第一項若しくは第二項の規定による指定の取消し(以下この条において「処分」と総称する。)をしたとき、又は法第四十五条第一項の規定による届出(以下この条において単に「届出」という。)を受理したときは、速やかに、その旨を、当該処分を受け、又は届出を行った指定金融機関(法第三十九条第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。)が次の各号に掲げるものである場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一〇五 (略)

(事業再生円滑化関連保証に係る保険料率)

第十四条 法第五十二条第三項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間(中小企業信用保険法施行令(昭和二十五年政令第三百五十号)第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。次条及び第二十六条において同じ。)一年につき、普通保険(中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険をいう。次条において同じ。)及び無担保保険(同法第三条の二第一項に規定する無担保保険をいう。次条及び第二十五条において同じ。)にあつては一・六

六パーセント（手形割引等特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引等特殊保証をいう。以下この条、次条及び第二十九條において同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下この条、次条及び第二十九條において同じ。）の場合は、一・四四パーセント）、特別小口保険（同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険をいう。次条において同じ。）にあつては〇・四パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三四パーセント）とする。

第二十二條 （略）

（削る）

第二十三條 （略）

（機構による支援決定）

第二十四條 法第八條第二項ただし書の政令で定める出資は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 （略）

二 その額（株式会社産業革新投資機構（以下「機構」という。）が当該直接資金供給（法第九十五條第一項第四号に規定する直接資金供給をいう。）の対象となる事業者に対し、当該直接資金供給に係る特定事業活動（法第二條第二十五項に規定する特定事業活動をいう。）に関して既に出資（法第八條第二項ただし書の規定により経済産業大臣に意見を述べ

九パーセント（手形割引等特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引等特殊保証をいう。以下この条、次条及び第二十六條において同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下この条、次条及び第二十六條において同じ。）の場合は、一・四四パーセント）、特別小口保険（同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険をいう。次条において同じ。）にあつては〇・四パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三四パーセント）とする。

第十五條 （略）

第十六條から第十九條まで 削除

第二十條 （略）

（機構による支援決定）

第二十一條 法第八條第二項ただし書の政令で定める出資は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 （略）

二 その額（株式会社産業革新投資機構（以下「機構」という。）が当該直接資金供給（法第九十五條第一項第四号に規定する直接資金供給をいう。）の対象となる事業者に対し、当該直接資金供給に係る特定事業活動（法第二條第二十一項に規定する特定事業活動をいう。）に関して既に出資（法第八條第二項ただし書の規定により経済産業大臣に意見を述べ

る機会を与えないで決定したものに限る。次号において同じ。
。を行つた場合にあつては、その既に行つた出資の額とそ
の行おうとする出資の額との合計額）が十億円を超えないも
のであること。

三 (略)

(評価委員の任命及び機構が譲受けを行う特定株式の評価等)

第二十五条 法第百十二条第三項の評価委員(次項及び第二十七
条第一項において単に「評価委員」という。)は、次に掲げる
者につき経済産業大臣が任命する。

一・二 (略)

三 対象会社(機構が法第百十二条第一項の規定により譲受け
を行い、又は法第百十四条第一項の規定により譲渡を行おう
とする法第百十一条に規定する特定株式に係る法第二条第二
十七項に規定する特定政府出資会社をいう。第三項及び第二
十七条第二項において同じ。)の設立を認可した大臣の分担
管理する行政事務をつかさどる機関たる各省(当該大臣が内
閣総理大臣である場合にあつては、内閣府。第三項及び第二
十七条第二項において「担当府省」という。)の職員 一人

四・五 (略)

2・3 (略)

第二十六条・第二十七条 (略)

(創業関連保証に係る中小企業信用保険法の特例)

第二十八条 法第百二十九条第五項の政令で指定する無担保保険

る機会を与えないで決定したものに限る。次号において同じ。
。を行つた場合にあつては、その既に行つた出資の額とそ
の行おうとする出資の額との合計額）が十億円を超えないも
のであること。

三 (略)

(評価委員の任命及び機構が譲受けを行う特定株式の評価等)

第二十二條 法第百十二条第三項の評価委員(次項及び第二十四
条第一項において単に「評価委員」という。)は、次に掲げる
者につき経済産業大臣が任命する。

一・二 (略)

三 対象会社(機構が法第百十二条第一項の規定により譲受け
を行い、又は法第百十四条第一項の規定により譲渡を行おう
とする法第百十一条に規定する特定株式に係る法第二条第二
十三項に規定する特定政府出資会社をいう。第三項及び第二
十四条第二項において同じ。)の設立を認可した大臣の分担
管理する行政事務をつかさどる機関たる各省(当該大臣が内
閣総理大臣である場合にあつては、内閣府。第三項及び第二
十四条第二項において「担当府省」という。)の職員 一人

四・五 (略)

2・3 (略)

第二十三条・第二十四条 (略)

(創業関連保証に係る中小企業信用保険法の特例)

第二十五条 法第百二十九条第四項の政令で指定する無担保保険

の保険関係は、中小企業信用保険法第三条の二第一項に規定する債務の保証（同法以外の法律に規定するもの並びに同法第十二条に規定する経営安定関連保証及び同法第十五条に規定する危機関連保証を除く。）に係る保険関係及び法第二十九条第一項に規定する創業関連保証に係る保険関係とし、同条第五項の政令で定める限度額は、八千万円とする。

第二十九条 法第二十九条第六項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間一年につき、〇・二九パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・二五パーセント）とする。

（中小企業再生支援協議会の組織）

第三十条 法第三十五条第一項に規定する中小企業再生支援協議会（以下この条及び第三十三条において「協議会」という。）の委員は、五人以上でなければならない。

254 (略)

5 認定支援機関（法第三十四条第二項に規定する認定支援機関をいう。第三十二条及び第三十三条において同じ。）に、協議会の事務局を置く。

第三十一条〜第三十三条 (略)

（独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限

の保険関係は、中小企業信用保険法第三条の二第一項に規定する債務の保証（同法以外の法律に規定するもの並びに同法第十二条に規定する経営安定関連保証及び同法第十五条に規定する危機関連保証を除く。）に係る保険関係、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第四条第一項に規定する創業等関連保証に係る保険関係及び法第二十九条第一項に規定する創業関連保証に係る保険関係とし、同条第四項の政令で定める限度額は、八千万円とする。

第二十六条 法第二十九条第五項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間一年につき、〇・二九パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・二五パーセント）とする。

（中小企業再生支援協議会の組織）

第二十七条 法第三十五条第一項に規定する中小企業再生支援協議会（以下この条及び第三十条において「協議会」という。）の委員は、五人以上でなければならない。

254 (略)

5 認定支援機関（法第三十四条第二項に規定する認定支援機関をいう。第二十九条及び第三十条において同じ。）に、協議会の事務局を置く。

第二十八条〜第三十条 (略)

（独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限

責任組合の範囲)

第三十四条 法第四百十条第一号の政令で定める投資事業有限責任組合は、次に掲げる者に対して投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項各号に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約した投資事業有限責任組合とする。

一 法第二十四条第一項に規定する認定事業再編事業者

二・三 (略)

2 (略)

責任組合の範囲)

第三十一条 法第四百十条第一号の政令で定める投資事業有限責任組合は、次に掲げる者に対して投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第三条第一項各号に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約した投資事業有限責任組合とする。

一 法第二十四条第一項に規定する認定事業再編事業者又は法第二十六条第一項に規定する認定特別事業再編事業者

二・三 (略)

2 (略)

改正案	現行
<p>（中小企業者の範囲）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 法第二条第一項第八号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。</p> <p>一〜七（略）</p> <p>八 技術研究組合であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が法第二条第一項第一号から第七号までに掲げる者であるもの</p> <p>（中小企業者等の範囲）</p> <p>第二条 法第二条第二項第二号の政令で定める要件は、当該一般社団法人の直接又は間接の構成員の三分の二以上が同条第一項に規定する中小企業者であることとする。</p> <p>2 5 4 （略）</p> <p>5 法第二条第二項第四号の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二條に規定する社会福祉法人（前二号に掲げる法人を除く。第五条第二項第三号において「社会福祉法人」という。）</p> <p>四 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（第一号及び第二号に掲げ</p>	<p>（中小企業者の範囲）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 法第二条第一項第八号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。</p> <p>一〜七（略）</p> <p>八 技術研究組合であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が法第二条第一項第一号から第七号までに規定する中小企業者であるもの</p> <p>（中小企業者等の範囲）</p> <p>第二条（新設）</p> <p>1 3 （略）</p> <p>4 法第二条第二項第四号の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二條に規定する社会福祉法人（前二号に掲げる法人を除く。）</p> <p>四 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（第一号及び第二号に掲げ</p>

る法人を除く。第五条第二項第四号において「特定非営利活動法人」という。）

(新規中小企業者に係る要件)

第三条 法第二条第三項第三号の政令で定める費用は、新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出される費用とする。

2 法第二条第三項第三号の政令で定める収入金額は、法人にあつては総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額とし、個人にあつては事業所得に係る総収入金額とする。

3 法第二条第三項第三号の政令で定める収入金額に対する割合は、百分の五とする。

(特定事業者の範囲)

第四条 法第二条第五項第四号に規定する政令で定める業種は次のとおりとし、これらの業種ごとの同号に規定する政令で定める常時使用する従業員の数はいずれも五百人とする。

- 一 ソフトウェア業
- 二 情報処理サービス業
- 三 旅館業

2 法第二条第五項第七号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
- 二 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

る法人を除く。）

(新規中小企業者に係る要件)

第三条 法第二条第四項第三号の政令で定める費用は、新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出される費用とする。

2 法第二条第四項第三号の政令で定める収入金額は、法人にあつては総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額とし、個人にあつては事業所得に係る総収入金額とする。

3 法第二条第四項第三号の政令で定める収入金額に対する割合は、百分の五とする。

(一般社団法人の要件)

第四条 法第二条第六項の政令で定める要件は、当該一般社団法人の直接又は間接の構成員の三分の二以上が同条第一項に規定する中小企業者であることとする。

三 商工組合及び商工組合連合会

四 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

五 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が常時三百人（卸売業を主たる事業とする事業者については、四百人）以下の従業員を使用する者であるもの

六 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が常時五百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が常時三百人（酒類卸売業者については、四百人）以下の従業員を使用する者であるもの

七 内航海運組合及び内航海運組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の三分の二以上が常時五百人以下の従業員を使用する者であるもの

八 技術研究組合であつて、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が法第二条第五項第一号から第六号までに掲げる者であるもの

3 法第二条第五項第八号の政令で定める要件は、当該一般社団法人の直接又は間接の構成員の三分の二以上が同項第一号から第七号までに掲げる者であることとする。

（特定事業者等の範囲）

第五条 法第二条第六項第二号の政令で定める常時使用する従業員の数は、二千人とする。

（創業等関連保証に係る中小企業信用保険法の特例）

第五条 法第四条第三項の政令で指定する無担保保険の保険関係は、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）

2 法第二条第六項第二号の政令で定める法人は、次のとおりとする。

- 一 医業を主たる事業とする法人
- 二 歯科医業を主たる事業とする法人
- 三 社会福祉法人
- 四 特定非営利活動法人

(削る)

(社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証に係る保険料率)

第六条 法第十条第五項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。以下同じ。）一年につき、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）及び同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）にあつては○・四一パーセント（手形割引等特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引等特殊保証をいう。以下同じ。）及び当座貸越し特殊保

第三条の二第一項に規定する債務の保証（同法以外の法律に規定するもの並びに同法第十二条に規定する経営安定関連保証及び同法第十五条に規定する危機関連保証を除く。）に係る保険関係、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二百二十九条第一項に規定する創業関連保証に係る保険関係及び法第四条第一項に規定する創業等関連保証に係る保険関係とし、同条第三項の政令で定める限度額は、八千万円とする。

第六条 法第四条第四項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。以下同じ。）一年につき、○・四一パーセント（手形割引等特殊保証（同項に規定する手形割引等特殊保証をいう。以下同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下同じ。）の場合は、○・三四パーセント）とする。

(社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証に係る保険料率)

第七条 法第十条第五項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間一年につき、中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）及び同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）にあつては○・四一パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、○・三五パーセント）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）にあつては○・一九パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、○・一五パーセント）とす

証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下同じ。）の場合は、〇・三五パーセント）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）にあつては〇・一九パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント）とする。

（経営力向上計画に係る特定許認可等）

第七条 法第十七条第四項第一号の政令で定める許認可等（以下この条において「特定許認可等」という。）は、次のとおりとする。

一 一六（略）

二 二四（略）

（経営革新関連保証及び経営力向上関連保証に係る保険料率）

第八条 法第二十二条第十項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間一年につき、普通保険及び無担保保険にあつては〇・四一パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三五パーセント）、特別小口保険にあつては〇・一九パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント）とする。

第九条 第十一条（略）

（権限の委任）

第十二条（略）

る。

（経営力向上計画に係る特定許認可等）

第八条 法第十七条第四項の政令で定める許認可等（以下この条において「特定許認可等」という。）は、次のとおりとする。

一 一六（略）

二 二四（略）

（経営革新関連保証及び経営力向上関連保証に係る保険料率）

第九条 法第二十二条第九項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間一年につき、普通保険及び無担保保険にあつては〇・四一パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三五パーセント）、特別小口保険にあつては〇・一九パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント）とする。

第十条 第十二条（略）

（権限の委任）

第十三条（略）

2 法第八条第一項、第九条第一項及び第二項、第七十条第一項並びに第七十一条第一項の規定による主務大臣の権限（経済産業大臣に属するものを除く。）のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

- 一 社外高度人材活用新事業分野開拓計画であつて当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従つて行われる社外高度人材活用新事業分野開拓に係る事業（行政書士業務（行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第一条の二第一項及び第一条の三第一項に規定する業務並びに同法第十三条の六第一号の総務省令で定める業務をいう。次条第二項第二号及び第十四条第一号において同じ。）に係るものを除く。）の全部又は一部が総務大臣の所管に属するものに関する総務大臣の権限
- 当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画を作成した新規中小企業者等の主たる事務所の所在地を管轄する総合通信局長（沖繩総合通信事務所長を含む。以下同じ。）

二（五）（略）

第十三条 法第十四条第一項、第十五条第一項及び第二項、第七十条第二項並びに第七十一条第二項の規定による行政庁の権限（経済産業大臣に属するものに限る。）のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一（略）

- 二 特定事業者が共同で作成した経営革新計画であつて、その代表者が個別特定事業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別特定事業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む経済産業局又は次のイ若しくはロに掲

2 法第八条第一項、第九条第一項及び第二項、第七十条第一項並びに第七十一条第一項の規定による主務大臣の権限（経済産業大臣に属するものを除く。）のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

- 一 社外高度人材活用新事業分野開拓計画であつて当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従つて行われる社外高度人材活用新事業分野開拓に係る事業（行政書士業務（行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第一条の二第一項及び第一条の三第一項に規定する業務並びに同法第十三条の六第一号の総務省令で定める業務をいう。次条第二項第二号及び第十五条第一号において同じ。）に係るものを除く。）の全部又は一部が総務大臣の所管に属するものに関する総務大臣の権限
- 当該社外高度人材活用新事業分野開拓計画を作成した新規中小企業者等の主たる事務所の所在地を管轄する総合通信局長（沖繩総合通信事務所長を含む。以下同じ。）

二（五）（略）

第十四条 法第十四条第一項、第十五条第一項及び第二項、第七十条第二項並びに第七十一条第二項の規定による行政庁の権限（経済産業大臣に属するものに限る。）のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一（略）

- 二 中小企業者等が共同で作成した経営革新計画であつて、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む経済産業局又は次のイ若しくはロに掲

げる者に係る経済産業局が同一であるものに関する権限 当
該経済産業局長

イ (略)

ロ その行う事業が一の経済産業局の管轄区域内に限られる
法第二条第五項第八号に規定する一般社団法人

2 法第十四条第一項、第十五条第一項及び第二項、第七十条第
二項並びに第七十一条第二項の規定による行政庁の権限（都道
府県の知事及び経済産業大臣に属するものを除く。）のうち、
次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるも
のとする。

一 (略)

二 特定事業者が共同で作成した経営革新計画であつて当該経
営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業（行政書
士業務に係るものを除く。）の全部又は一部が総務大臣の所
管に属するもののうち、その代表者が個別特定事業者又は次
のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別特定事
業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域を含む総合通信
局（沖縄総合通信事務所を含む。以下この号において同じ。
）又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る総合通信局が同一
であるものに関する総務大臣の権限 当該総合通信局長

イ (略)

ロ その行う事業が一の総合通信局の管轄区域内に限られる
法第二条第五項第八号に規定する一般社団法人

三 (略)

四 特定事業者が共同で作成した経営革新計画であつて当該経

掲げる者に係る経済産業局が同一であるものに関する権限
当該経済産業局長

イ (略)

ロ その行う事業が一の経済産業局の管轄区域内に限られる
法第二条第六項に規定する一般社団法人

2 法第十四条第一項、第十五条第一項及び第二項、第七十条第
二項並びに第七十一条第二項の規定による行政庁の権限（都道
府県の知事及び経済産業大臣に属するものを除く。）のうち、
次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるも
のとする。

一 (略)

二 中小企業者及び組合等が共同で作成した経営革新計画であ
つて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事
業（行政書士業務に係るものを除く。）の全部又は一部が総
務大臣の所管に属するもののうち、その代表者が個別中小企
業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該
個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含
む総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下この号にお
いて同じ。）又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る総合通
信局が同一であるものに関する総務大臣の権限 当該総合通
信局長

イ (略)

ロ その行う事業が一の総合通信局の管轄区域内に限られる
法第二条第六項に規定する一般社団法人

三 (略)

四 中小企業者及び組合等が共同で作成した経営革新計画であ

営革新計画に従って行われる経営革新のための事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するものうち、その代表者が個別特定事業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別特定事業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む国税局（沖縄国税事務所を含む。以下この号において同じ。）又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る国税局が同一であるものに関する財務大臣の権限（国税庁の所掌に係るものに限る。） 当該国税局長

イ（略）

ロ その行う事業が一の国税局の管轄区域内に限られる法第
二条第五項第八号に規定する一般社団法人

五（略）

六 特定事業者が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業（職業紹介、労働者供給、労働者派遣及び社会保険労務士業務（社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項及び第二条の二第一項に規定する業務並びに同法第二十五条の九第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める業務をいう。次条第三号において同じ。）に係るものを除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するものうち、その代表者が個別特定事業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別特定事業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む地方厚生局（四国厚生支局の管轄する区域にあつては、四国厚生支局。以下この号において同じ。）又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る地方厚生局が同一であるものに関する厚生労働大臣の権限 当該地方厚生局長

つて当該経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するものうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む国税局（沖縄国税事務所を含む。以下この号において同じ。）又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る国税局が同一であるものに関する財務大臣の権限（国税庁の所掌に係るものに限る。） 当該国税局長

イ（略）

ロ その行う事業が一の国税局の管轄区域内に限られる法第
二条第六項に規定する一般社団法人

五（略）

六 中小企業者及び組合等が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業（職業紹介、労働者供給、労働者派遣及び社会保険労務士業務（社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項及び第二条の二第一項に規定する業務並びに同法第二十五条の九第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める業務をいう。次条第三号において同じ。）に係るものを除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するものうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む地方厚生局（四国厚生支局の管轄する区域にあつては、四国厚生支局。以下この号において同じ。）又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る地方厚生局が同一であるものに関する厚生労働大臣の権限 当該地

イ (略)

ロ その行う事業が一の地方厚生局の管轄区域内に限られる
法第二条第五項第八号に規定する一般社団法人

七 (略)

八 特定事業者が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が農林水産大臣の所管に属するものうち、その代表者が個別特定事業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別特定事業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む地方農政局又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る地方農政局が同一であるものに関する農林水産大臣の権限 当該地方農政局長

イ (略)

ロ その行う事業が一の地方農政局の管轄区域内に限られる
法第二条第五項第八号に規定する一般社団法人

九 (略)

十 特定事業者が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が国土交通大臣の所管に属するものうち、その代表者が個別特定事業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別特定事業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む地方整備局若しくは地方運輸局（海事に関する事務に係るものについては、運輸監理部を含む。以下この号において同じ。）又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る地方整備局若しくは地方運輸局が同一であるものに関する

方厚生局長

イ (略)

ロ その行う事業が一の地方厚生局の管轄区域内に限られる
法第二条第六項に規定する一般社団法人

七 (略)

八 中小企業者及び組合等が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が農林水産大臣の所管に属するものうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む地方農政局又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る地方農政局が同一であるものに関する農林水産大臣の権限 当該地方農政局長

イ (略)

ロ その行う事業が一の地方農政局の管轄区域内に限られる
法第二条第六項に規定する一般社団法人

九 (略)

十 中小企業者及び組合等が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の全部又は一部が国土交通大臣の所管に属するものうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域に含む地方整備局若しくは地方運輸局（海事に関する事務に係るものについては、運輸監理部を含む。以下この号において同じ。）又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る地方整備局若しくは地方運輸局が同一であるもの

国土交通大臣の権限 当該地方整備局長又は地方運輸局長

イ (略)

ロ その行う事業が一の地方整備局又は地方運輸局の管轄区域内に限られる法第二条第五項第八号に規定する一般社団法人

十一 (略)

十二 特定事業者が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業(第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業に係るものを除く。)の全部又は一部が環境大臣の所管に属するものうち、その代表者が個別特定事業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別特定事業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域を含む地方環境事務所又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る地方環境事務所が同一であるものに関する環境大臣の権限 当該地方環境事務所長

イ (略)

ロ その行う事業が一の地方環境事務所の管轄区域内に限られる法第二条第五項第八号に規定する一般社団法人

第十四条 法第十七条第一項及び第七項、第十八条第一項から第三項まで、第十九条、第二十七条第二項及び第三項、第七十条

第三項並びに第七十一条第二項(認定経営力向上計画の実施状況に係るものに限る。)の規定による主務大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

のに関する国土交通大臣の権限 当該地方整備局長又は地方運輸局長

イ (略)

ロ その行う事業が一の地方整備局又は地方運輸局の管轄区域内に限られる法第二条第六項に規定する一般社団法人

十一 (略)

十二 中小企業者及び組合等が共同で作成した経営革新計画であつて当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業(第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業に係るものを除く。)の全部又は一部が環境大臣の所管に属するものうち、その代表者が個別中小企業者又は次のイ若しくはロに掲げる者からなり、かつ、当該個別中小企業者の主たる事務所の所在地をその管轄区域を含む地方環境事務所又は次のイ若しくはロに掲げる者に係る地方環境事務所が同一であるものに関する環境大臣の権限 当該地方環境事務所長

イ (略)

ロ その行う事業が一の地方環境事務所の管轄区域内に限られる法第二条第六項に規定する一般社団法人

第十五条 法第十七条第一項及び第七項、第十八条第一項から第三項まで、第十九条、第二十七条第二項及び第三項、第七十条

第三項並びに第七十一条第二項(認定経営力向上計画の実施状況に係るものに限る。)の規定による主務大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。

一 特定事業者等が単独で又は共同で作成した経営力向上計画であつて当該経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業（行政書士業務に係るものを除く。）の全部又は一部が総務大臣の所管に属するものに関する総務大臣の権限当該作成した者（共同で当該経営力向上計画を作成した場合にあつては、その代表者。以下この条において同じ。）の主たる事務所の所在地を管轄する総合通信局長

二 特定事業者等が単独で又は共同で作成した経営力向上計画であつて当該経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するものに関する財務大臣の権限（国税庁の所掌に係るものに限る。）当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長

三 特定事業者等が単独で又は共同で作成した経営力向上計画であつて当該経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業（職業紹介、労働者供給、労働者派遣及び社会保険労務士業務に係るものを除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するものに関する厚生労働大臣の権限（法第十七条第七項、第十八条第三項並びに第二十七条第二項及び第三項の規定によるものを除く。）当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長

四 特定事業者等が単独で又は共同で作成した経営力向上計画であつて当該経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業の全部又は一部が農林水産大臣の所管に属するものに関する農林水産大臣の権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長

五 特定事業者等が単独で又は共同で作成した経営力向上計画

一 中小企業者等が単独で又は共同で作成した経営力向上計画であつて当該経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業（行政書士業務に係るものを除く。）の全部又は一部が総務大臣の所管に属するものに関する総務大臣の権限当該作成した者（共同で当該経営力向上計画を作成した場合にあつては、その代表者。以下この条において同じ。）の主たる事務所の所在地を管轄する総合通信局長

二 中小企業者等が単独で又は共同で作成した経営力向上計画であつて当該経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するものに関する財務大臣の権限（国税庁の所掌に係るものに限る。）当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長

三 中小企業者等が単独で又は共同で作成した経営力向上計画であつて当該経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業（職業紹介、労働者供給、労働者派遣及び社会保険労務士業務に係るものを除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するものに関する厚生労働大臣の権限（法第十七条第七項、第十八条第三項並びに第二十七条第二項及び第三項の規定によるものを除く。）当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長

四 中小企業者等が単独で又は共同で作成した経営力向上計画であつて当該経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業の全部又は一部が農林水産大臣の所管に属するものに関する農林水産大臣の権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長

五 中小企業者等が単独で又は共同で作成した経営力向上計画

であつて当該経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業の全部又は一部が経済産業大臣の所管に属するものに関する経済産業大臣の権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長

六 特定事業者等が単独で又は共同で作成した経営力向上計画であつて当該経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業の全部又は一部が国土交通大臣の所管に属するものに関する国土交通大臣の権限 当該作成した者の主たる事務所のある所在地を管轄する地方整備局長、北海道開発局長又は地方運輸局長

七 特定事業者等が単独で又は共同で作成した経営力向上計画であつて当該経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業（第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業に係るものを除く。）の全部又は一部が環境大臣の所管に属するものに関する環境大臣の権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所長

第十五条（第十七条）（略）

附則

2 平成十三年三月三十一日までに成立している普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、法第二十二條第一項に規定する経営革新関連保証に係るものについての第八條の規定の適用については、同条中「〇・四パーセント」とあるのは「〇・四パーセント」と、「〇・二九パーセント」とあるのは「〇・二八パーセント」と、「〇・一九パーセント」と

であつて当該経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業の全部又は一部が経済産業大臣の所管に属するものに関する経済産業大臣の権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長

六 中小企業者等が単独で又は共同で作成した経営力向上計画であつて当該経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業の全部又は一部が国土交通大臣の所管に属するものに関する国土交通大臣の権限 当該作成した者の主たる事務所のある所在地を管轄する地方整備局長、北海道開発局長又は地方運輸局長

七 中小企業者等が単独で又は共同で作成した経営力向上計画であつて当該経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業（第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業に係るものを除く。）の全部又は一部が環境大臣の所管に属するものに関する環境大臣の権限 当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所長

第十六条（第十八条）（略）

附則

2 平成十三年三月三十一日までに成立している普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、法第二十二條第一項に規定する経営革新関連保証に係るものについての第九條の規定の適用については、同条中「〇・四パーセント」とあるのは「〇・四パーセント」と、「〇・二九パーセント」とあるのは「〇・二八パーセント」と、「〇・一九パーセント」と

あるのは「〇・一八パーセント」とする。

あるのは「〇・一八パーセント」とする。

○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律施行令（平成十九年政令第百七十八号）（第三条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条（略）</p> <p>（特定事業者の範囲）</p> <p>第二条 法第二条第四項第四号に規定する政令で定める業種は次のとおりとし、これらの業種ごとの同号に規定する政令で定める常時使用する従業員の数はいずれも五百人とする。</p> <p>一 ソフトウェア業</p> <p>二 情報処理サービス業</p> <p>三 旅館業</p> <p>2 法第二条第四項第七号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。</p> <p>一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会</p> <p>二 農業協同組合及び農業協同組合連合会</p> <p>三 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会</p> <p>四 森林組合及び森林組合連合会</p> <p>五 商工組合及び商工組合連合会</p> <p>六 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会</p> <p>七 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会</p> <p>八 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上</p>	<p>第一条（略）</p> <p>（新設）</p>

が常時五百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が常時三百人（酒類卸売業者については、四百人）以下の従業員を使用する者であるもの

（保険料率）

第三条 法第十九条第五項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。）一年につき、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険及び同法第三条の第二項に規定する無担保保険にあつては〇・四一パーセント（手形割引等特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引等特殊保証をいう。以下この条において同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下この条において同じ。）の場合は、〇・三五パーセント）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険にあつては〇・一九パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント）とする。

第四条・第五条 （略）

（保険料率）

第二条 法第十九条第四項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。）一年につき、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険及び同法第三条の第二項に規定する無担保保険にあつては〇・四一パーセント（手形割引等特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引等特殊保証をいう。以下この条において同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下この条において同じ。）の場合は、〇・三五パーセント）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険にあつては〇・一九パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント）とする。

第三条・第四条 （略）

○中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行令（平成二十年政令第二百四十五号）（第四条関係）（傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（都道府県が処理する事務） 第二条 法第十二条第一項及び第十六条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務は、中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。</p>	<p>（都道府県が処理する事務） 第二条 法第十二条第一項及び第十五条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務は、中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。</p>

改正案	現行
<p>第一条（略）</p> <p>（削る）</p> <p>（下請振興関連保証及び特定下請連携事業関連保証に係る保険料率）</p> <p>第二条 法第十一条第五項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。次条において同じ。）一年につき、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（次条において「普通保険」という。）及び同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（次条において「無担保保険」という。）にあつては〇・四一パーセント（手形割引等特殊保証（同</p>	<p>第一条（略）</p> <p>（定款等の記載事項の基準）</p> <p>第二条 法第五条第一項の政令で定める基準は、定款又は規約に記載された事項が次に掲げる基準に適合するものであることとする。</p> <ol style="list-style-type: none">一 構成員が任意に加入し、又は脱退することができること。二 構成員の議決権及び選挙権は、平等であること。三 その他主務省令（親事業者の事業及び当該事業について法第二条第二項各号に掲げる行為を行う下請事業者の事業を所管する大臣の発する命令をいう。）で定める基準 <p>（保険料率）</p> <p>第三条 法第十一条第五項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。）一年につき、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険及び同法第三条の二第一項に規定する無担保保険にあつては〇・四一パーセント（手形割引等特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引等特殊保証をいう。以下この条において同じ。）及び当座貸越し特</p>

令第二条第一項に規定する手形割引等特殊保証をいう。以下この条及び次条において同じ。)及び当座貸越し特殊保証(同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下この条及び次条において同じ。)の場合は、〇・三五パーセント)、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(次条において「特別小口保険」という。)にあつては〇・一九パーセント(手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント)、同法第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険にあつては〇・二九パーセントとする。

(下請中小企業取引機会創出事業関連保証に係る保険料率)

第三条 法第二十条第四項の政令で定める率は、保証をした借入の期間一年につき、普通保険及び無担保保険にあつては〇・四一パーセント(手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三五パーセント)、特別小口保険にあつては〇・一九パーセント(手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント)とする。

殊保証(同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下この条において同じ。)の場合は、〇・三五パーセント)、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険にあつては〇・一九パーセント(手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント)、同法第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険にあつては〇・二九パーセントとする。

(新設)

改正案	現行
<p>第一条・第二条（略）</p> <p>（業務の範囲等）</p> <p>第三条 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第三号ロに掲げる業務の範囲は、次に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う都道府県に対し行う当該資金の一部の貸付けとする。</p> <p>一 次に掲げる中小企業者の事業の連携に係る事業</p> <p>イ 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）<u>第二条第五項に規定する特定事業者が共同で行おうとする同法第十四条第一項に規定する経営革新計画であつて同項の承認を受けたもの（同法第十五条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う経営革新のための事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの</u></p> <p>ロ 下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）<u>第五条第一項に規定する下請事業者等が、同項に規定する振興事業計画であつて同項の承認を受けたもの（同法第七条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う同法第五条第一項に規定する振興事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの</u></p>	<p>第一条・第二条（略）</p> <p>（業務の範囲等）</p> <p>第三条 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第三号ロに掲げる業務の範囲は、次に掲げる事業を行うのに必要な資金の貸付けを行う都道府県に対し行う当該資金の一部の貸付けとする。</p> <p>一 次に掲げる中小企業者の事業の連携に係る事業</p> <p>イ 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）<u>第四条第一項に規定する中小企業者等が共同で行おうとする経営革新に関する計画であつて同項の承認を受けたもの（同法第十五条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う経営革新のための事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの</u></p> <p>ロ 下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）<u>第五条第一項に規定する特定下請組合等が、同項に規定する振興事業計画であつて同項の承認を受けたもの（同法第七条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）に従つて行う同法第五条第一項に規定する振興事業であつて、経済産業省令で定める基準に適合しているもの</u></p>

ハ (略)

二〇四 (略)

2・3 (略)

4 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第五号イに掲げる業務の範囲は、事業を営んでいない個人であつて、二月以内に、新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有するものが行う新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化又は需要の開拓のための事業を行うのに必要な資金の出資とする。

5 (略)

第四条〱第二十三条 (略)

ハ (略)

二〇四 (略)

2・3 (略)

4 法第十五条第三項の政令で定める同条第一項第五号イに掲げる業務の範囲は、中小企業等経営強化法第二条第三項第二号に掲げる創業者が行う新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化又は需要の開拓のための事業を行うのに必要な資金の出資とする。

5 (略)

第四条〱第二十三条 (略)

○農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）（第七条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案

附則

（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法以外の法令の適用関係）
 第十四条（略）

2 法附則第三十三条第一項の規定により前項各号に掲げる法令の規定を適用する場合には、同欄に掲げる法令の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える法令の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句	(略)
産業競争力強化法施行令第十一号		内閣総理大臣		農林水産大臣及び内閣総理大臣	
及び第二十号					
第一号					

現行

附則

（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法以外の法令の適用関係）
 第十四条（略）

2 法附則第三十三条第一項の規定により前項各号に掲げる法令の規定を適用する場合には、同欄に掲げる法令の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える法令の規定	(略)	読み替えられる字句	(略)	読み替える字句	(略)
産業競争力強化法施行令第十三号		内閣総理大臣		農林水産大臣及び内閣総理大臣	
第一号					

改正案	現行
<p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第二十二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の施行に関する こと（中小企業者に係るものを除く。）。</p> <p>六 前二号に掲げるもののほか、業種に普遍的な産業政策に関する こと（特許庁、産業技術環境局及び商務情報政策局並びに他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>七～十 （略）</p> <p>（事業環境部の所掌事務）</p> <p>第一百四十九条 事業環境部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 中小企業等経営強化法の施行に関する こと（同法第十七条第一項に規定する経営力向上計画（中小企業者に係るものに限る。）、同法第二十条第一項に規定する事業再編投資計画、同法第五十六条第一項に規定する事業継続力強化計画及び同法第五十八条第一項に規定する連携事業継続力強化計画並びに同法第三十九条第一項に規定する事業分野別経営力向上推進業務に関する ことに限る。）。</p> <p>十二 （略）</p>	<p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第二十二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>五 前号に掲げるもののほか、業種に普遍的な産業政策に関する こと（特許庁、産業技術環境局及び商務情報政策局並びに他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>六～九 （略）</p> <p>（事業環境部の所掌事務）</p> <p>第一百四十九条 事業環境部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の施行に関する こと（同法第十七条第一項に規定する経営力向上計画（中小企業者に係るものに限る。）、同法第二十条第一項に規定する事業再編投資計画、同法第五十六条第一項に規定する事業継続力強化計画及び同法第五十八条第一項に規定する連携事業継続力強化計画並びに同法第三十九条第一項に規定する事業分野別経営力向上推進業務に関する ことに限る。）。</p> <p>十二 （略）</p>

(経営支援部の所掌事務)

第五十条 経営支援部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 (略)

六 中小企業等経営強化法の施行に関する事(経済産業政策局及び事業環境部の所掌に属するものを除く)。

(創業・新事業促進課の所掌事務)

第六十一条 創業・新事業促進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四 (略)

五 中小企業等経営強化法の施行に関する事(経済産業政策局並びに事業環境部並びに経営支援課及び技術・経営革新課の所掌に属するものを除く)。

(技術・経営革新課の所掌事務)

第六十二条 技術・経営革新課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 二 (略)

三 中小企業等経営強化法の施行に関する事(同法第十四条第一項に規定する経営革新計画(中小企業者に係るものに限る)及び同法第四十三条第一項に規定する情報処理支援業務に関する事に限る)。

(経営支援部の所掌事務)

第五十条 経営支援部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五 (略)

六 中小企業等経営強化法の施行に関する事(事業環境部の所掌に属するものを除く)。

(創業・新事業促進課の所掌事務)

第六十一条 創業・新事業促進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四 (略)

五 中小企業等経営強化法の施行に関する事(事業環境部並びに経営支援課及び技術・経営革新課の所掌に属するものを除く)。

(技術・経営革新課の所掌事務)

第六十二条 技術・経営革新課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 二 (略)

三 中小企業等経営強化法の施行に関する事(同法第十四条第一項に規定する経営革新計画及び同法第四十三条第一項に規定する情報処理支援業務に関する事に限る)。

○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（建設市場整備課の所掌事務） 第八十条 建設市場整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〜六 （略） （削る） 七〜九 （略）</p>	<p>（建設市場整備課の所掌事務） 第八十条 建設市場整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〜六 （略） 七 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の規定による基本方針の策定に関する事務のうち、建設業者等に係る創業に関すること。 八〜十 （略）</p>

改正案

現行

（分科会）
 第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（分科会）
 第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
中小企業経営 支援分科会	一 (略) 二 中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）、小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）第九条第五項、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第二十七条第三項、中小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）第三条第三項、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第三条第三項、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第三条第三項、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十

名称	所掌事務
中小企業経営 支援分科会	一 (略) 二 中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）、小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）第九条第五項、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第十七条第三項、中小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）第三条第三項、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第三条第三項、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第三条第三項、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八

(略)	
(略)	<p>八号)、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)第三条第三項、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)第三条第三項、商店街の活性化のため地域の住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平成二十一年法律第八十号)第三条第三項及び産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>

(略)	
(略)	<p>号)、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)第三条第三項、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)第三条第三項、商店街の活性化のため地域の住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平成二十一年法律第八十号)第三条第三項及び産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>